

平成十八年厚生労働省令第百七十九号

障害児通所給付費等の請求に関する内閣
府令
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の八の規定に基づき、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）に規定する障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費をいう。

第二条 この府令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合については、当該連合会とする。）又は都道府県（法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び支払に関する事務を連合会に委託する場合にあっては、当該連合会とする。）

第三条 この府令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（障害児通所給付費の請求）

第二条 指定障害児通所支援事業者は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定めた規則による請求を行なうことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五项において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

長官が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。（障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求）

第三条 指定障害児入所施設等は、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費又は特定入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費を請求し、（障害児食費等給付費の請求）

第四条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費を請求しようとするときは、指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定めた規則による請求を行なうことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかわらず、障害児相談支援給付費を請求し、（障害児食費等給付費の請求）

第五条 指定障害児通所給付費等の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

第六条 障害児通所給付費等の請求は、審査支払機関に到達したものとみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
第二条 指定障害児通所支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五项において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。（障害児通所給付費の請求）

第二条 指定障害児通所支援事業者は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定めた規則による請求を行なうことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五项において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。（障害児通所給付費の請求）

て、これを都道府県に提出することにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。（障害児食費等給付費の請求）

第二条 前項の場合において、障害児通所給付費・入所給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。

第三条 前条第四項の障害児相談支援給付費明細書の様式は、様式第三のとおりとする。

第四条 前条第四項の障害児相談支援給付費明細書の様式は、様式第四のとおりとする。

第五条 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。

第六条 指定障害児通所支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求するものとみなす。前項の場合において、障害児通所給付費・入所給付費等明細書には、提供した指定通所支援又は指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

第七条 指定障害児通所支援事業者は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等明細書に代えて、これに記載すべき事項を、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費・入所給付費等請求書・障害児相談支援給付費請求書又は障害児相談支援給付費請求書に代えて、これらに記載すべき事項を、光ディスク等（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

第八条 第二項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、光ディスク等のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

第九条 第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第十条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等請求書の様式は、様式第一の様式について、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等請求書の様式は、様式第一の様式について、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
(監査官監督)

第一条 この省令による改正前のそれぞれの省 (経過措置)

(総述指置)
第一条 この省令による改正前のそれぞれの省

2 で定める様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれの省令で定める様式によるものとみなす。
（一）旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを繕つて使用することができる。

第九号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
二の省令の施行の祭現にある二の省令による

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されてゐる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第一条 (施行期日) この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一月一四日内閣府令
第七二号）少

(施行期日) 第二号

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二八日內閣府令第
三〇号）

(施行期日)

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中~~唐見通所~~給付費等の精

（経過措置）
求に関する内閣府令様式第一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する二二〇を以て置く。

(様式第二)

樣式第三（附則第三條第三項關係）

